

しづ老施協

NO. 1

平成7年3月発行

静岡県老人福祉施設協議会

〒420 静岡市駿府町1-70

静岡県社会福祉協議会内

TEL 054-254-5248



兵庫県南部地震に係わる老人ホーム
職員の介護支援派遣先施設
『特別養護老人ホーム
清和苑ゆうホーム』

年が明け、年度も終わりに近付きますと何かとあわただしいものですが、寒さの厳しい中にも春を迎える準備のようでもあります。

またもつてこのたびは、阪神大震災により被災された方々へのご支援につきまして、職員の介護支援派遣をはじめ多大なるご協力をいただき、本当にありがとうございました。

本会といたしましては、今後とも兵庫県の要請に出来る限り応えていくことを第一に考えておりますので、引き続き、ご支援ご協力をいただき、ますよう切にお願い申し上げます。

さて、今、我々福祉施設を取り巻く状況は大きく変化しています。これからの中から選択できるようになり多くの中から選択できるようになつた観点から、施設側には、最低限のケアではなく、最適水準のケ

年が明け、年度も終わりに近付きますと何かとあわただしいものですが、寒さの厳しい中にも春を迎える準備のようでもあります。

またもつてこのたびは、阪神大震災により被災された方々へのご支援につきまして、職員の介護支援派遣をはじめ多大なるご協力をいただき、本当にありがとうございました。

本会といたしましては、今後とも兵庫県の要請に出来る限り応えていくことを第一に考えておりますので、引き続き、ご支援ご協力をいただき、ますよう切にお願い申し上げます。

さて、今、我々福祉施設を取り巻く状況は大きく変化しています。これからの中から選択できるようになりますような生活になるか、利用者がよ

静岡県老人福祉施設協議会

卷頭言

会長 松 本 勇

れているわけです。
また、利用者の立場に立ったサービスを適正な料金で提供するためと
いうことで、介護保険の導入も準備
がなされています。それは福祉施設
のみならず老人保健施設、老人病院
等を含んだ医療・保健・福祉の一本化を含む構想であるといえます。
このような状況を踏まえ、このた
び本会では、老人福祉施設に関する
情報を適確且つ速やかに情報収集、
提供していく手段として、機関紙を
発行する運びとなりました。
今後とも、本会の事業推進につき
まして、さらなるご理解とご協力を
お願い申し上げまして、巻頭の言葉
に換えさせていただきます。

目次

阪神大震災に係わる緊急要請	2
施設の老朽化に伴う諸問題（座談会）	3
高齢者保健福祉施設懇談会	4
サービス評価事業	6
平成6年度県老施協研究集会	8

阪神大震災に係わる老人ホーム職員の介護支援派遣と救援物資輸送の緊急要請

介護支援派遣

平成七年二月十日（金）（地震発生後二十五日目）、兵庫県高年福祉課より、静岡県民生部高齢者対策課を通じて、本会あて「兵庫県南部地震に係わる民間福祉施設職員の介護支援派遣」の要請があつた。本会では、予め回答をいたいたい介護職員派遣可能施設に対し、緊急にご依頼申し上げたところ、次の施設より、御理解をいただき、職員の派遣についてご配慮をいただいた。

派遣先施設

特別養護老人ホーム 清和苑ゆうホーム（川西市）

派遣施設職員

（二月十三日～十七日）

三幸の園 藤原秀子氏
浜名湖園 森岡正子氏

十字の園 岩田和幸氏
御殿場 十字の園：石川さとみ氏

小鹿苑 井上昇氏
井上昇氏

派遣先施設

特別養護老人ホーム 宝塚栄光園（宝塚市）

樂寿の園 白萩荘 浅井千里氏
西島寮 吉野孝美氏
一空園 鈴木千文子氏
聖隸福祉事業団 伊藤佐緒里氏
晃の園 松島礼美氏

（二月十三日～十七日）
あしたか 山本真清氏
ホーム 藤原美紀氏
一空園 鈴木千文子氏
聖隸福祉事業団 伊藤佐緒里氏
晃の園 松島礼美氏

【玉沢昭寿園・玉樹園】
ウエットタオル タオル
ウエットティッシュ 一四七個
【光湖苑】
タオル
【おおすか苑】
タオル
【ながいすみホーム】
バスタオル
【長岡寮湯の家】
カイロ
二四〇個
八枚
八枚
八枚
一九七枚

救援物資

平成七年二月二十一日（火）全国老人福祉施設協議会緊急事務連絡により、「阪神大震災救援物資の輸送」について、依頼があつた。輸送にあたつての留意事項としては、①搬入

先収納スペース等の関係上、紙オムツ類は除外②兵庫県社協への搬入指定日は二月二十八日③輸送に関わる費用は本会負担④二月二十二日中に輸送可能救援物資を報告

本会としては、予め回答をいたいた各施設における救援物資のストック状況をもとに、留意事項等を勘案し、搬入指定日が同じである県公社福祉協議会とともに調整した結果、次の施設に対し、協力依頼を申し上げたところ、快く引き受けていただ

皆様の深い御理解と多大なる御協力に対し、深謝申し上げます。
緊急時とはいえ、対応に行き届かぬ点がございましたことを深くお詫び申し上げます。

三幸の園 藤原秀子氏
浜名湖園 森岡正子氏
十字の園 岩田和幸氏
御殿場 十字の園：石川さとみ氏
小鹿苑 井上昇氏
井上昇氏

特別養護老人ホーム 宝塚栄光園（宝塚市）





養護・軽費老人ホームから

小田重臣氏

(静岡老人ホーム施設長)



座長として

影山浩三氏

(白萩荘施設長)

お年寄りのよりよい生活をもとめて

施設の老朽化に伴う諸問題

座談会(平成七年一月三十日実施)

問題の第一は土地

(志) 田 私どものところは特養のなかでも古い方で、改築がもとめられるのですが、まず敷地が狭く、土地の手当てから問題です。法人共通の問題としては、財源をどうするかということ。減価償却が認められない現在、寄付金と収益事業が方法として挙げられますが、実際には難しいもので。

(座長・影山) 老施協としても、老朽施設の問題は何よりのテーマです。今回の地震を見て、東海大地震が来たらと思うと身の震える思いがしました。忌憚のないご意見をお願いします。

(小) 田 養護や軽費の老人ホームでも古い施設が多く、古い方では三十年ほど経過しています。そういうところは改築も第一次はなされています。

(濱) 田 私どもは二十四年経つ施設で、潮風にふかれ修繕が大変です。大部屋の解消を図り「選ばれる施設」としての環境整備が必要ですが、資金的にも難しいわけとして。同法人の施設が東京にあるのですが、公立民営のものが多いです。国県にあわせた市町村助成が望ましいですね。あつて、利用者にも便利がいいのですね。あの土地を売つて他の所に移



特別養護老人ホームから

志田利氏

(聖ヨゼフの園施設長)



特別養護老人ホームから

濱田清志氏

(東海清風園施設長)

(志) 田 市などには公的な土地を提供していただけるとありがたいですね。学校などの敷地の一部を利用できれば、適正配置の面からも有効な対策になると思うのですが。

(濱) 田 東京ではありますよ。学校や幼稚園の建て替えのとき、特養を併設するなど、世代間の交流という点からも理想的でしよう。

(座) 長 土地の問題は市町村などの協力を得られることが一番という希望ですね。ところで建築物の改築についての問題はどうでしょう。

(座) 長 特養では二十年以上経過したもののが二十一施設ありますからね。まずこの辺りで調査をしてみるのはどうですか。

大部屋の解消も

(志) 田 今年実施した特養の実態調査でも、大部屋が多く目につきました。お年寄りのプライバシーの面からも個室化が叫ばれる時代なので、この大部屋解消という点でも、大部屋でも良かつた時代の施設の改築が必要であると要望したいところです。

(濱) 田 一施設一七〇人という特養も大き過ぎるのかもしれません。五十人くらいのを各地域につくる方向も、改築に合わせ検討していくべきでしよう。

(小) 田 M.R.S.Aなどの対応のためにも個室化は必要な対策ですから。また校区ごとに総合的な老人施設、デイも入所もあるようなセンターを

るのはお年寄りに済まない。地の利は捨てられないのが実情です。

(清水部長) 市町村が福祉のための土地を手当てる時の恩典など優遇措

置があるといいんでしょうか。

(濱) 田 県などに老朽化の診断士がいるはずだから、こうした方の協力をいただいていけばなんとかやれるのではないかでしょうか。

(清水部長) 診断料が大変だというなら、県なりに予算付けをお願いしてみるのも、こういう時だからいいのじゃないですか。

(濱) 田 調査することは大切ですよ。同法人の生保施設改築のときもまずデータに苦労しました。

適正に配置していくことは、これからの在宅福祉の線からも大事でしょう。

(座長) 改築に伴う財源も問題で予算づけを考えてくれているのは大きな前進ですが、具体的な内容はまだのようです。

財源が問題

(濱田) 東京では公設民営が流れになっています。区によつても違いますが、国の基準に上乗せして建設費をみてくれるわけです。

(志田) これまで減価償却を認められずにきている中で、自己資金としては寄付金くらい。しかしそれもあり期待できませんから。

(小田) 後援会組織も施設が多くなつた現状では有効ではなくなりましたからね。利用者が遺産を寄付する例も少なく、亡くなるとどこからか親類が出てくるのが実情でしょう。(濱田) 法人として財産安定基金を設け、寄付金などを積み立てていますが、区や市の資金的な協力をお願いしなければむずかしいところであります。新築よりも改築のほうが大切だから市の力でと、要望を重ねています。(座長) 施設の老朽化に伴う問題についていろいろ意見を出していたきました。阪神大震災の教訓といふことからも、耐震性を含めて施設の老朽化の実情を調査診断すること、

データをそろえ、行政や社会の理解と協力を得ること、この問題提起のための調査活動を県老施協としても取り上げていきたいと思います。また、利用者のプライバシーや人命尊重の考え方からも、大部屋解消・個室化の促進のためにも、古い施設の改築が必要だと主張されました。

改築促進のためには代替地など土地の手当が前提でありますから、公共用地の提供など、県や市町村の

取り組みが求められること、建物も公立民営といった方式により老朽施設の環境改善が進められることがのぞましいとの意見が強く出されたと思います。

これらの課題解消のため、自治体など関係者の理解と協力を希望して、会を終了いたします。

※ オブザーバーとして
〔 県社協清水施設資金部長同席 〕

静岡県内の特養施設（設立順）

(昭和30年代～昭和40年代まで)

NO	設立年月日	施設名	定員	25年目	30年目
1	1961 昭和36.01.20	十字の園 浜松十字の園	120 (4)	'6 昭	'81 ---
2	1964 昭和39.06.01	天竜厚生会 百々山寮	110 ()	'89 平1	'94 平6
3	1966 昭和41.04.01	天竜厚生会 白糸寮	110 (6)	'91 平3	'96 平8
4	1969 昭和44.06.01	聖母福祉会 聖ヨゼフの園	90 (2)	'94 平6	'99 平11
5	1971 昭和46.04.01	十字の園 御殿場十字の園	107 (2)	1996 平8	2001 平13
6	1971 昭和46.04.01	賛育会 東海清風園	170 (4)	1996 平8	2001 平13
7	1973 昭和48.04.01	ひかりの園 静光園	100 ()	1998 平10	2003 平15
8	1974 昭和49.07.01	三幸会 三幸の園	110 (4)	1999 平11	2004 平16

*老朽化の基準は

①木造（老朽度点数による）、②ブロック造30年、③鉄筋50年と言われる。

平成七年一月二十日、「高齢者保健福祉施設懇談会」が、本会ならびに県老人保健施設協議会（会長／医療法人社団一穂会理事長 渡邊庸一氏）の共催のもと、静岡市において開催した。県民生部高齢者対策課 藤田施設福祉係長様並びに県保健衛生部健康対策課 秋山老人医療係長様をオブザーバーとしてお招きし、ご助言をいただきながら、両協議会の役員等代表者出席のもと、活発な協議がなされた。（座長／県社会福祉協議会清水施設資金部長）

座長から、「先般、“高齢者介護・自立支援システム研究会”から発表された「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」において「介護サービスの一元化として、特養、老健等については、機能を強化する一方利用者負担等の格差を解消。これらの施設は、将来的には一元化の方針を踏まえ、今後より一層、老人福祉施設並びに老人保健施設が密接な連携のもと、高齢者が住み慣れた地域や家庭で暮らし続けられるよう、告を踏まえ、今後より一層、老人保健施設が密接な連携のもと、高齢者が住み慣れた地域や家庭で暮らし続けられるよう、

地域に根差した在宅ケアの拠点として、老人保健福祉サービスの向上を図つていかなければならない。」旨の座談会の趣旨説明がなされ、引き続

老人保健施設との懇談会

き両協議会より現状報告がなされた。はじめに、石黒副会長から、本会の活動内容及び老人福祉施設、在宅福祉サービスの概要、また『平成六年度特別養護老人ホーム実態調査報告書』のもと特別養護老人ホームにおける入所者（利用者）の状態、課題等の説明がなされた。続いて、県老人保健施設協議会（以下『老健協』）という事務局長（西山ウエルケア鈴木事務長）より、老健協の活動概要等の説明がなされた。発足は平成三年二月、現在十七施設で構成されている。平成七年度までに八施設が入会予定で二十五施設となる予定。事務局は、会長の所属する施設に置く会則により、西山ウエルケア（浜松市西山町）で受託している。事業内容としては、定期総会、幹事会、事務長等による実務者研修会等。以下、本会から老健協への質問と回答を抜粋掲載する。

Q 老人保健施設へはどの程度（症状）の人を受け入れるか

なんらかの障害がなければならぬが、契約施設なので各施設によりばらつきはある。経管栄養の人を受け入れる施設もある。日常生活自立度においては、軽い方で屋内での生活は概ね自立しているが、介護なしに外出できない者もいる。対象者は特別養護老人ホームとおおよそ同様ではないか。

原則的には通過施設であり三ヵ月を目途とする県のご指導がある。施設によって、平均滞在期間は違うが長期滞在の場合、その理由を明確にするとともに、三ヶ月に一度の継続判定が義務付けられている。

Q 老人保健施設の入所費用
月額で五万円～七万円程（個室代別）
Q 地域における社会福祉資源等との連携

とりわけ特別養護老人ホームとの連携、情報の共有化は皆無に等しい状況である。特養から老健への入所受入れ等依頼があるが、老健から特養へのケースはない。それは相互理解の希薄から生じるものではないかと思う。現在のところ、高齢者サービス調整チームも十分な機能を果たしていない。また住民に在宅福祉サービスの内容や利用方法等が必ずしも知られていない。それは、特別養護老人ホーム等による在宅福祉サービス施策しかり、老人保健施設の認識については、それ以上である。

まえ、第二回の懇談会を実施。

このたびの懇談会の協議内容を踏まえ、次回は、「老人保健福祉の有機的連携」等のテーマを定め、先駆的地域の事例報告のもと開催する。また両協議会それぞれ開催する職員研修等に、お互いの施設職員を参加の対象とする等、申し合わせがされた。

〈老人保健施設との比較〉

	施設数	機能	対象者	入所の主たる要件
養護老人ホーム	26	家庭と同じ機能	身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な老人	生活保護対象世帯または市町村民税の所得割非課税世帯に属する者、居宅での生活が困難な者（但し、常時介護を要する者は除く）
特別養護老人ホーム	77	家庭と同じ機能	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難な老人	常時介護が必要な場合（入院治療は要さない）居宅での介護が困難
軽費老人ホーム（A型）	6	在宅と同じ機能	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活をすることが困難な老人	事務費の基本利用料の2倍に相当する額以下の所得者身寄りのない者及び同居が困難な者
軽費老人ホーム（ケアハウス）	5	住宅機能	身体機能の低下、高齢等のため、独立した生活に不安が認められ、家庭による援助が困難な老人	日常生活動作が自立可能な者（但し、車椅子も可）
老人保健施設	17	家庭復帰、療養機能	病状安定期にあり、入院治療をする必要がないが、リハビリ・看護介護を必要とするねたきり老人等	リハビリ、看護、介護等の施設療養が必要な場合（入院治療は要さない）家庭事情は考慮しない

*施設数は、平成7年3月1日現在



(写真左)

県老人保健施設協議会
渡辺庸一 会長

(写真右)

県老人保健施設協議会
松本 勇 会長

在宅老人デイ・サービス事業と老人保健施設デイ・ケアの主な相違点

項目	在宅老人デイ・サービス事業	老人保健施設デイ・ケア
目的	在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対し、各種サービスを提供することにより、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、家族の身体的、精神的な労苦の軽減を図る	老人保健施設は、地域に開かれた施設として老人保健施設からの退所者、在宅ねたきり老人等やその家族に対する支援機能を果たすため、デイ・ケアの実施に努めなければならない
利用対象者 年齢 身体の状態	おおむね65歳以上の者 虚弱、又はねたきり等で日常生活を営むのに支障がある者	原則として70歳以上（老人医療受給対象者） 病弱なねたきり老人、病弱でねたきりに準ずる状態にある老人等
利用者の決定	市町村へ申請し、市町村が決定し、登録した者	施設の医師、看護婦、相談指導員等が、申込者の状態等を判定し決定する
事業内容	施設を利用して実施するものとしては、基本事業、通所事業に分かれ • 基本事業 生活指導、日常動作訓練、養護家族介護教室、健康チェック、送迎 • 通所事業 入浴サービス、給食サービス 1日5時間程度（基準なし）	通所者の病状、身体等の状態等に応じ、必要な機能訓練等の施設療養、レクリエーションを行うとともに、通所者の求めに応じ、食事、入浴サービスを提供する 1日6時間を標準（基準あり）
職員配置	施設において実施する場合の職員配置 生活指導員 1人（基本事業） 看護師 2人（リハビリ） 運転手 1人（リハビリ） 看護婦 1人（リハビリ） 介助員 1人（通所事業・入浴サービス） 調理師 1人（リハビリ 給食サービス） (医師、理学療法士は配置しなくて良い)	入所定員100人の場合 • 医師 1人 • 看護婦 } 8人 • 准看護婦 • 介護職員 20人 • 相談指導員 1人 • 理学療法士又は作業療法士 1人 • その他施設の実情に応じ配置 デイ・ケアを実施する場合、介護職員は通所者10人又はその端数を増すごとに1を加えた数以上、理学療法士、作業療法士は入所者の数と通所者の合計数を100で除して得た数以上となっている
定員	基本事業は概ね15人以上	各施設で許可を受けた人員
面積	全体の面積、概ね165m ² （事務室、浴室、訓練室等）	1人当たり2m ² （デイ・ルーム面積）
利用者負担	実費で市町村が決定（食事、入浴、おむつ、おやつ）	実費で施設で決定（同左）

『サービス評価事業について』

—特養部会直接処遇職員研修会—

一月二十五日（水）県総合社会福祉会館にて特養部会の直接処遇職員研修会が開催され（参加者百五名）、静岡県民生部高齢者対策課課長 南野肇氏と伊豆韭山温泉病院院長 谷川恒雄氏からそれぞれ主にサービス評価事業について講演がなされた。

午前中は、南野課長から「高齢者福祉施策の動向とサービスの評価について」という演題で、福祉八法の改正から、二十一世紀の福祉ビジョンにいたる行政としての福祉に対する取り組みのお話があつた。以下、その要旨をまとめてみる。

まず、高齢者福祉施策の動向として、福祉八法の改正のうち老人福祉法の改正については、ポイントは三つある。

① 在宅福祉サービスの法定化
 これまでの老人福祉法は施設入所サービスがメインであり、在宅サービスについては規定がなかつたが、今回これを明文化することで、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを一体のものとした。

② 措置権の移譲
 市を除いた町村では県にあるという措置権の実施主体は、これまで

不統一な状態であったが、措置権を町村に移譲することによって、それぞれの市町村の地域の実情にあつた福祉サービスの提供ができるようになつた。

③ 老人保健福祉計画
 具体的な整備目標を定め、それに沿つて計画策定をする。それが新ゴードプランとして挙げられた目標であり、計画である。

福祉に対する考え方は様々であるが、福祉サービスを必要とするすべての人に対する考え方である。福祉に対する考え方には、法律的な整備が計画されている。たとえば今まで社会保障給付金（年間予算約五十兆円）の配分は年金：医療：福祉等（失業保険など含む）は五：四：一という偏りのあるものだつたが、これをバランスの取れた給付構造とするために五：三：二にするということ。また、「いつでも、どこでも、だれでも」福祉サービスを受けることができるよう、高負担型（北欧）でも、低福祉・高負担型（アメリカ）でもない、適正給付・適正負担のわが国独自の福祉社会を目指すということで、介護保険の導入が進められている。

老人に対する施設には特養、老健、老人病院等いろいろあるわけだが、これらは費用負担制度がどれも違ひ、一貫性がない。こういった施設ができた時期には差があり、時代によつて考え方も違つたためだが、利用者の側としては困惑させられる。そこで、これらを統一していこうと、医療・保健・福祉の一体化が図られており、介護保険もまたその観点から考えられたものだ。

近来、施設整備は整いつつあり、人材についてももともとは資格といふもののなかつた福祉にも今は介護福祉士等ができた。社会の高齢化がすすみ、老人人口が今後更に増加することでの「福祉もサービス業の一つ」という競争意識が必要となる時代が到来する。利用者による施設の選択が行われるようになるだろう。そのため、サービスの質を保障し、なおかつ利用者が心惹かれるような特色のある施設づくりの方向を示すものとして、サービス評価委員会が活動を始める。

どういったものになるのか、やつてみなければわからない、それなら試してみようということになつたが、受けてくれる施設があるか行政としては不安もあつた。しかし、十一の施設から名乗りを挙げていただいた。これから順次行つていく予定なので、

老人に対する施設には特養、老健、

是非とも協力を願いしたい。

午後には、「特別養護老人ホーム・老人保健施設の処遇基準に関する検討委員会」の委員であつた長谷川恒雄氏が、サービス評価基準がどのような意図で、どのようにして作成されたのかについて、お話をされた。以下同様にまとめてみる。

サービス評価は、理念としては『できるだけ幸せな暮らしをしたい』『どうすれば満足できるような生活になるか』といった、人権的、人類愛的、助け合い的なところからスタートした。しかし実際は決められた設備、人員、予算の中で行われなければならないという制約がある。それでもその中で質的なものについての見直しをしようとしたとき、何を基準にするかということが問題となる。昨

多くの中から選択できること、前向きに気持ちよく生活できることである。この点、限られた資金、設備、人員で運営しなければならない施設側のニーズと施設利用者のニーズは対立しがちである。だが、これからは利用者の方に重点を置いていくべきではないかということで、特養はこれまで病院の延長上としてとらえられてきたが、これからはホテルのようなものとしたらどうかと提案されている。そのためのポイントとしては、設備、サービスの過程、つまりサービスの質の向上を目指す指針として第三者機関が評価しようというのである。

サービス評価基準を作成しようとしている。介護には、マンパワーと器具の使用があるが、手の掛かる介護とかからない介護との負担の差がある。それを適正に負担してもらうエックをするものである。

またケアプランは介護保険と連動している。介護には、マンパワーと器具の使用があるが、手の掛かる介護とかからない介護との負担の差がある。それを適正に負担してもらうエックをするものである。

サービス評価基準を作成しようとしている。介護には、マンパワーと器具の使用があるが、手の掛かる介護とかからない介護との負担の差がある。それを適正に負担してもらうエックをするものである。

いつたものがある。一時のサービスではなく、生活の持続性を重視したものである。そのなかにおける介護は自立を目標にした寝たきり防止、リハビリということで、ケアマネージメントということが大切になつてくる。ケアマネージメントとは、ケアプランを作成し、それに基づいたサービスを継続的に確保することであり、それにあたるケアチームにはナース、寮母だけでなく、保健／医療／福祉が一体となつたチーム形勢が必要となる。ケアプラン策定にはアメリカのMDSというモデルがあるが、これは個別性尊重、その人に合つたケア、全人間的なケアを目指し、身体、精神機能に及ぶ膨大なチェックをするものである。

こうした考えに基づき、隔離された場所ではなく、地域の中の特養を築くため、また負担の一元化、各々の施設の格差をなくすということで、サービスに関して幾つか必要と思われる事柄がある。それはサービスの普遍性（お金の有無、家族の有無によらず受けられる）、サービスの公平

性（格差なし）、サービスの妥当性（社会的に妥当と評価される）、サービスの専門性（わかりやすいこと、専門家が利用者に説明できる）といったことである。施設はこれまで法律の制限・基準のなかでの努力を積み、長年の経験を持つている。このうえにが不満かと、第三者である学者、老人病院、医療に携わる者などとは

対立することも多かつたわけである。しかし利用者本位、利用者側の考え方をとりいれることで施設側も一步前進するであろうということで、こういったチェックが取り入れられることがなった。是非施設の理解と活用をお願いする、ということで話をまとめた。（以上、文責県老施協事務局）

新時代の高齢者福祉をめざして

平成六年度静岡県老人福祉施設協議会研究集会

平成七年二月十八日（土）、静岡県総合社会福祉会館において、開催した本研究集会には、年度末のお忙しい中を関係者総勢三五〇名のご参加をいただき、盛会裡に終了することができました。

基調講演として、関東ブロック老人福祉施設連絡協議会の鮎川英男会長様からは特に老人福祉従事者の専門性の向上ということで、「介護福祉士は一人に一人は合格する国家試験としてはとても易しいものなので、是非とも資格を取ってほしい、神様仮様に祈つても鉛筆を転がしてもいいからノーマークにしないこと」など、合格の秘訣を伝授されました。また、仕事に当たる上で大切なこと

として『愛』と『プロ意識』を挙げ、和顔施（和やかな顔で接する）、慈眼施（慈しみの眼で接する）、愛護施（やさしい言葉を掛ける）といった愛の表現方法についてお話をいただきました。午後には、「新時代の高齢者福祉をめざして」をメインテーマに、六分科会を構成し、熱の込められた研究協議がそれぞれ行われました。本研究集会にお寄せいただきました多くのご芳志に対し、心から感謝申し上げます。

なお、報告書は、別途ご送付申し上げます。

お知らせ

平成七年度全国老施協等研修会予定

第三十一回関プロ老施協研究総会
六月八～九日（新潟県）

第七回関プロ老施協指導員研究会
八月二十九～三十日（栃木県）

全国老人福祉施設研究会議
九月七～八日（鹿児島県）

全国老人福祉施設大会
十月二十五～二十七日（徳島県）

全国老人福祉施設ケアリーダー研修
十一月二十七～二十九日（千葉県）

全国老人福祉施設看護婦研修会
平成八年一月十六～十八日（千葉県）

第七回関プロ老施協給食研究会
平成八年二月中旬（群馬県）

実施の際には、格別のご協力をいただきますようお願いいたします。

目を策定中。

編集後記

人々の平穏な生活を一瞬にして打ち碎いた阪神大震災から、早いもので、二ヶ月が過ぎようとしています。ボランティアの受け入れ体制、組織化の在り方、災害時における障害者や老人等の対応策等、様々な課題と教訓を残しました。いつ襲うやも知れない天災に対して、我々も備えを再点検する必要があると考えます。これを機会に一人一人が地域のむすび付きの大切さ「向こう三軒両隣」を見直し、予想される東海地震に備えることが、多くの震災犠牲者の方々の供養になると思います。この震災でお亡くなりになつた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。